

姫路獨協大学における内部質保証推進規程

(令和2年7月16日制定)

(目的)

第1条 この規程は、姫路獨協大学（以下「本学」という。）が定めた「本学における内部質保証（以下「内部質保証」という。）に関する方針」に基づき、内部質保証の推進に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(内部質保証推進の責務)

第2条 本学を構成する全ての組織及び教職員は、それぞれの業務について、内部質保証の推進に努めなければならない。

(内部質保証の推進体制)

第3条 本学自己評価規程に規定する教育活動、研究活動等の自己評価事項に関する自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。

- 2 内部質保証を推進する組織として、学長の下に内部質保証推進会議を置き、評価事項に応じて本学自己評価規程に規定する構成員をもってその構成員に充てる。
- 3 各部局における内部質保証の推進については、それぞれの自己評価委員会が行う。
- 4 学長は、内部質保証について、外部有識者に意見を求めることができる。

(内部質保証の推進方法)

第4条 本学は、次に掲げる事項をガイドラインとし、内部質保証を推進する。

- (1) 教育研究活動等の質を保証し向上させるため、全学の目的や重視する機能と整合する形で各種方針を策定し、それが内部質保証の取組を実施するための基盤となっていること。
 - (2) 内部質保証及び質の向上を機能させることに責任を有する者や組織を、本学の定める組織階層ごとに指名し、内部質保証の取組から得られた情報を質の向上へと結びつけることが可能な体制を構築すること。
 - (3) 内部質保証のために、全学的に共通して定め、実施すべき事項を検討し、設定すること。
 - (4) 自らの諸活動に関する情報を収集し分析を行うとともに、その結果を学内で共有し、内部質向上へ活用する体制を有していること。
 - (5) 内部質保証の活動に、学生や卒業生の意見を反映する体制や、外部の利害関係者の意見を反映する体制を有していること。
 - (6) 本学に関係する者（ステークホルダー）に対し、教育研究活動等の状況に関する情報を積極的に公表し、教育情報の透明性を確保すること。
- 2 学長は、内部質保証推進会議を通して、学群・学部及び大学院研究科その他組織にお

ける内部質保証に係る取組状況及び取組結果の報告を受け、これらを検証し、必要な措置を講じるものとする。

3 学長は、内部質保証の推進状況、自己点検・評価結果及び本学の基本的情報等を、本学ホームページ等を活用して積極的に公表するものとする。

(内部質保証推進体制等の見直し)

第5条 学長は、内部質保証の方針、推進体制等を定期的に見直し、その有効性や効率性を確認するため、必要な措置を命じることができる。

(事務)

第6条 内部質保証の推進等に係る事務は、教務部教務課等の部局と協働して総務部企画広報課が行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和2年7月16日から施行する。